

平成29年度

田村市認可保育所整備に係る事業者募集要項

(平成32年4月1日開設分)

平成30年1月

田村市 保健福祉部 社会福祉課

1 募集の趣旨

田村市では、安心して生み育てることができるまちづくりの実現に向け、地域の保育ニーズに対応するため、平成30年度中に認可保育所の整備に着工し、平成32年4月1日までに開所していただける事業者を募集します。

2 募集にあたっての注意事項

応募にあたっては、本要項（添付資料も含む）に記載した諸条件のほか、国の関係法令・基準・通知や「福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」「田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等の関係条例等を遵守してください。

なお、本要項の定義などは、本市の解釈によるものとします。

< 注意事項（必ずお読みください） >

- 1 本要項による整備事業に応募する事業者は、必ず、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。
- 2 本要項による計画承認を受けた場合でも、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。
- 3 施設整備補助金（保育所等整備交付金等）の対象事業とならなかった場合や本市の予算が成立しない場合には事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては、一切その責任を負いませんので、補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承の上、応募申込書等を提出してください。
- 4 複数の応募があった場合等には、審査項目に基づき整備計画を点数付けし、点数の高い順に選定します。
- 5 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
- 6 本要項に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。

3 募集内容

(1) 土地

土地は、市からの有償貸与とします。保育所用地は、保育所運営の目的以外に使用することはできません。保育所用地は、市と整備・運営事業者との間で契約を締結し、契約期間は、都市公園法の規定により、工事開始から10年間となります。ただし、契約終了後、再度契約を継続する際においては、関係法令の改正や社会情勢の変化等により契約内容等を協議の上、変更することができるものとします。

所在地	福島県田村市船引町船引字石田39番地、151番地2
敷地面積	市有地：約2,000㎡（園舎建設地） ※都市公園内の設置となるため、別途、都市計画法に基づく占用許可申請が必要となります。また、園舎の設計及び工事において、同法の技術的基準に準拠し実施していただきます。 ※園庭及び送迎者駐車場は、都市公園広場及び公園駐車場との併用となります。 ※園舎建設地の外側に、事業者の負担でフェンス等を設置いただきます。
用途地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
上水道	給水区域内
下水道	下水道処理区域内
土地賃借料	田村市都市公園条例に基づき算出した額 < 占用面積を2,000㎡とした場合の計算例 > $2,000\text{㎡} \times 320\text{円} = 640,000\text{円/年}$ ※今後、定期的な見直しがあります。
その他	保育所用地は、建築基準法の規定により、道路に4m以上接地していることが条件となります。

(2) 整備方法

① 補助整備

施設整備補助金を活用し、保育所を整備する方法。なお、施設整備補助金については、「5 施設整備補助金について」（P.3）を参照してください。

② 自主整備

自己資金や金融機関等からの借入金等により、保育所を整備する方法。

(3) 開所時期

平成31年度中に保育所を整備し、平成32年4月1日までに開所すること。

(4) その他

- ① 本要項に掲げる条件・要件を満たすこと。
- ② 審査の結果、該当者無しとする場合があります。

4 応募できる方

(1) 要件

- ① 継続的に保育を実施できる方であること（法人の場合、種類は問いません）。
- ② 児童福祉法第35条第5項第4号に定める欠格事由に該当しないこと。

- ③ 保育事業の実績（市内又は市外で認可施設を設置・運営している）がある方については、審査の際に加点します。
- ④ 社会福祉法人又は学校法人以外の方は、福島県保育所設置認可要綱（以下「認可要綱」という。）第3「2 設置経営主体」の規定により審査します。

＜社会福祉法人等以外の者への認可審査基準＞

- (1) 次のいずれにも該当することにより、保育所を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - ア 保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に定められた要件を満たしている場合は、この限りでない。
 - イ 保育所の当座の運営資金として、設置しようとする保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (2) 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 実務を担当する幹部職員が、次のいずれかに該当し、かつ社会福祉事業について知識・経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - (ア) 実務を担当する幹部職員が保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
 - (イ) 経営担当役員者に社会福祉事業についての知識・経験を有する者を含むこと。
 - イ 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- (4) 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- (5) 直近の3会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置経営主体の全体の財務内容について、3期連続した損失を計上していない等、財務内容が適切であること。

(2) 応募にあたっての意思決定について

応募にあたっては、応募者の意思決定機関（理事会等）の議決等により、正式な意思決定を経てください。

5 施設整備補助金について

補助整備事業者として採択された場合、保育所の設置に必要な経費の一部を補助します。

＜注意事項（必ずお読みください）＞

- 1 施設整備補助金については、予算の範囲内で決定するものとします。
- 2 補助については、国、県及び市の平成30年度予算が成立していないことから、現段階でお約束するものではありません。補助金の種類、金額、補助率等が変更となる場合があります。なお、国、県及び市において補助が予算化されなかった場合は、施設整備時期や開所時期等の見直しを行う予定です。また、金額は参考金額と実際の補助額が変わる場合があります。
- 3 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは補助対象外です。
- 4 既に整備が終了している、又は既に着工している整備については補助対象外です。
- 5 平成30年度中に整備に着工できない場合は、補助対象外です。
- 6 対象経費については、福島県又は田村市が実施する設計審査において、対象経費として認められたものに限られます。また、保育所の整備の着手（整備業者の選定業務、整備工事等）は、田村市から発出される補助金等交付決定通知書の通知日以降となります。決定通知前の経費については、対象経費として認められません。
- 7 翌年度への繰越は認められません。平成31年度中に施設整備を完了し、平成32年4月1日までに開所してください。
- 8 保育所整備に係るスケジュールについては、設計業者等が作成した工程表等をもとに、適切なスケジュールとしてください。

(1) 補助内容

補助区分	対象経費	補助基準額	補助率	補助額
新設 (創設)	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用	(上限) 261,158千円	3 / 4	(上限) 195,868千円

※補助額は、上記補助基準額と市長が認めた補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額に上記補助率を乗じた額（千円未満切捨て）となります。

※補助については、「保育所等整備交付金」を予定しています。

※金額は参考金額であり、実際の補助額が変更となる場合があります。

(2) 設計審査

ア 設計審査は、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれることに留意し、補助金交付要綱等の目的に従って適切に執行されることを確認するための審査です。対象経費の算定にあたっては、適正な内容となるよう、十分に確認の上、積算してください。なお、積算内容等が適正な内容と認められない場合は、内容の修正等が必要となり、場合によっては、補助金交付の対象とならない場合があります。

イ 設計書類については、福島県土木部が公表している「共通仕様書」「特記仕様書」「建築関係事業単価表」「建築関係工事積算基準」等を参照し、公共工事設計図書と同等のものとしてください。

ウ 設計書類の単価については、福島県土木部が公表している「建築関係事業単価表」に準じ

たものとし、それによることが困難な場合は、その理由とともに、単価表に決定されていないものについては、物価資料、特別調査、見積書の順で単価設定してください。

(3) 資金計画

整備にあたっては、補助金以外の自己資金や借入金の計画が整っていることが必要です。
(別紙様式4「認可にあたっての資金計画」を作成してください。)

ア 自己資金

- ・整備の財源に自己資金が含まれる場合には、当該自己資金が確保されていることがわかる書類（金融機関発行の残高証明書又は預金通帳の写し）の提出が必要です。
- ・金融機関が複数の場合には、全ての金融機関の残高証明書を、全て同一日付で取得してください。
- ・自己資金を新たな口座に振り替えた場合には、振替元の通帳の写しを提出してください。

イ 借入金

- ・財源に金融機関等からの借入を想定している場合には、当該金融機関等が発行する融資見込証明書（金融機関等の独自様式のもの）の提出が必要です。
- ・融資証明書の発行には通常一定の期間を要しますので、金融機関等への早めの相談をお勧めします。
- ・併せて、当該借入にかかる償還計画表（金融機関作成）を提出していただきます。

ウ その他

- ・その他、寄附金等を財源とする場合など、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。
- ・協議時に提出した資金計画の事業費・借入額は上限額として扱います。事業採択後（審査結果通知後）に、事業費・借入額が増加する計画変更は基本的に認められません。

(4) 契約手続き

補助事業は、本市の契約手続きに準拠して行います。

ア 設計業者について

- ・応募にあたっては、専門の業者が作成した施設のレイアウトがわかる平面図を提出してください。専門の設計業者によらない、申請者自身がパソコンや手書き等で作成した平面図は受け付けません。なお、応募用の図面作成にかかる費用は申請者の自己負担となります。
- ・設計業者は、田村市競争入札参加者登載名簿等を参考に、業種が建築設計の業者の中から選定してください。
- ・応募に必要な図面は、施設のレイアウトがわかる平面図です。平面図等はA3版で作成し、調乳室、便器、手洗い設備、収納、医務スペース、調理設備等についても可能な限り記載し、平面図には縮尺を明記してください。また、乳児室、保育室、遊戯室、一時保育室については、内法面積を記載してください。
- ・消防法及び建築基準法上について適宜必要な協議等を行ってください。
- ・協議書に添付していただく工事見積書も、平面図を作成した設計事業者が作成してください。

い。工事の見積額が、申請者の主観的な見積りや知り合い等の建築工事業者からのヒアリングなどの場合は、認められません。

- ・施設の平面図は、事業採択後（審査結果通知後）、市又は福島県との協議により細部が変更となる場合があります。
- ・補助事業として採択された後に行う入札の際には、当該平面図以外に、入札に使用する設計図書の作成が必要となります。当該設計図書は、公募申請時に作図を依頼した設計業者へ引き続き依頼していただいて構いません。
- ・入札に必要な設計図書は、入札に参加する工事業者が判断できる内容として、申請者及び設計業者が協議の上決めてください。
- ・設計と施工は別になります。また、設計業者は、工事の入札に参加できません（施工も行える設計業者の場合でも、設計を担当した場合は、工事の入札に参加できません）。

イ 工事施工業者について

- ・工事施工業者は一般競争入札又は指名競争入札（予定価格が低い場合には見積り合わせ）により決定します。入札参加業者は、申請者が、市の指名登録業者等を参考に、予定価格に応じた数を任意に選定します。
- ・入札は申請者自身が実施します（市が入札を行うわけではありません。入札の方法や手続き、書類などについて市が実施方法をお示しいたします）。
- ・現場説明会を実施するかどうかは、申請者が決定します。

(5) 保育所整備に係るスケジュール

保育所整備に係るスケジュールについては、設計業者等が作成した工程表等をもとに、適切なスケジュールとしてください。また、翌年度への繰越は認められません。平成31年度中に施設整備を完了し、平成32年4月1日までに開所となります。

6 資金計画

申込書を提出いただく際に以下の資金計画を併せて提出していただきます。

（別紙様式4「認可にあたっての資金計画」を作成してください。）

(1) 認可にあたっての資金計画

施設整備等に関する資金計画を立てていただきます。財源のうち自己資金については残高証明書又は預金通帳の写し等、借入金については金融機関等発行の融資見込み証明書及び償還計画表の写しの提出が必要です。

(2) 開業後の収支予算

開業後1年の収支予算を作成していただきます。なお、常に保有する必要がある自己資金については、残高証明書又は預金通帳の写し等の提出が必要です。

7 運営方法

(1) 定員

150名

(2) 保育児童

- ア 0歳から小学校就学前までの全年齢とする。（公立保育所：6か月児から入所可能）
- イ 田村市内在住の2号認定（3歳以上児で保育が必要と認定を受けている）の児童及び3号認定（3歳未満児で保育が必要と認定を受けている）の児童。
- ウ 定員構成は、0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳以上児となるよう設定すること。
市の希望する定員構成（0歳児：12名、1歳児：24名、2歳児：24名、3歳以上児：90名）

(3) 開所日及び保育時間

- ア 開所日は、月曜日から土曜日とします（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）。
- イ 保育標準時間は1日につき11時間、保育短時間は8時間とします。
- ウ 上記保育時間とは別に、1日当たり30分以上の延長保育を実施してください。

(5) 保育料

- ア 保護者負担額は、別添資料2「田村市保育料（利用者負担額）【月額】」のとおりです。
- イ 延長保育料は、別添資料3「延長保育料について」のとおりです。
- ウ 入園料、冷暖房費、保険料、給食代、ミルク代、おやつ代などの保護者負担は原則として認められません。

(6) 給付費等の使途について

- ア 会計処理等については、整備する経理規程に基づき処理することとなります。
- イ 保育事業とその他の事業は区分して処理することが必要となります。

(7) 給付費の返還

虚偽の申請を行った場合等、不適切な取り扱いと認められる場合には、給付費の一部又は全部について返還が命じられます。

(8) 認可の取り消し

認可を継続することが不相当と認められる事実等が生じたときは、認可を取り消す場合があります。

(9) 指導事項の遵守

認可後の運営については、保育面での指導のほか、決算をはじめとする会計処理等について福島県及び本市の指導に従う必要があります。

(10) 外部評価

認可保育所については、外部評価を受審するよう努力義務が課せられたところであり、5年

に1度程度を受審が可能となるよう、公定価格上の評価も行うこととしていることから、積極的に外部評価を受審するよう努めてください。

8 応募方法

(1) 募集期間

平成30年2月13日（火）から2月26日（月）まで

※持参の場合：平成30年2月26日（月）午後3時00分まで（社会福祉課必着）

持参の場合は、必ず電話連絡の上、来庁ください。事前連絡の無い場合、申込書等の受付ができません。

※郵送の場合：平成30年2月26日（月）消印有効

(2) 提出書類

ア 提出書類一覧表のとおり。

イ 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

ウ A4サイズより小さい資料は、A4の台紙に貼り付けて提出してください。

エ 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は、原則として認めません。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出部数

原本1部、副本（原本の写し）9部

※応募書類につきましては、項目番号ごとにインデックスを付け、一部ずつA4ファイルに綴じてください。

※表紙、背表紙に下記のとおり表示をつけ、その下に応募者名を記入してください。

平成29年度認可保育所整備に係る事業者募集に伴う申込書等 (平成32年4月1日開設分) 正又は副 応募者名
--

(5) 提出先

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2 田村市役所1階

田村市 保健福祉部 社会福祉課 子育て支援係

電話：0247-81-2273 FAX：0247-82-4555

電子メール：fukushi@city.tamura.lg.jp

9 応募にかかる質問について

(1) 質問の方法

この募集要項について質問がある場合は、別添様式6「認可保育所募集に関する質問書」により、あらかじめ電話で送付することを伝えた上で、社会福祉課宛てFAX又は電子メールで質問してください。なお、質問の受付は、平成30年1月24日（水）から2月5日（月）午後3

時00分までといたします。

なお、質問に対する回答につきましては、取りまとめのうえ田村市ウェブサイトにて回答いたします。

※質問者の氏名等は公表しません。

※電子メールの表題は、「認可保育所募集に関する質問書について」としてください。

(2) 提出先

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2 田村市役所 1階

田村市 保健福祉部 社会福祉課 子育て支援係

電話：0247-81-2273 FAX：0247-82-4555

電子メール：fukushi@city.tamura.lg.jp

10 事務説明会

今回の事業者募集に係る事務説明会の実施は予定しておりません。

11 審査等

申込書は、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき市が事業者を決定します。なお、本事業において、応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての申込が本事業実施の目的を達成できないと市が判断した場合は、事業者の決定を行わない場合があります。

(1) 審査方法

ア 資格審査及び書類審査

本要項に規定する条件等について、次の審査項目について、応募書類により審査します。

イ 面接審査

本要項に規定する条件等について、田村市民間保育所等設置運営事業者審査選定委員会が、次の審査項目について、面接審査します。

(2) 審査項目

事業者選定は、下記審査項目に基づき行います。

区分	審査項目（概要）
法人の適格性	・役員構成や資金計画等が適正であり、健全で安定した運営が図られる計画となっている。
基準の適合性	・施設が、市条例等で定める基準を満たした計画となっている。 ・施設整備に必要な工期等を見込んでおり、実現可能な適正な事業計画となっている。
職員の配置	・保育の提供に必要な職員を確保する見込みとなっており、条例等で定める基準を満たした計画となっている。
施設運営	・開所時間や延長保育が適正に確保され、施設の運営に必要な職員が適切に配置される計画となっている。

	・要項等で定める定員設定となっている。
保 育 の 内 容	・児童の健康管理や給食の提供が適正に計画されており、保育所保育指針等に基づいた保育を提供する計画となっている。
資 格 審 査	・児童福祉法、市条例等で定める資格を満たしている。 (欠格事由の有無、施設に関する基準の適否、職員に関する基準の適否、経済的基礎の有無、定員設定、開所時間)

※以下の要件を満たす場合は、審査の際に加点します。

- ・保育事業の実績がある場合
- ・病児保育を実施する場合

※応募者が、児童福祉法及び福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等に定める資格要件を満たさない場合は、選考対象外となります。

(3) 審査内容等に係る問い合わせの禁止

応募者及びコンサルタント等の関係者から担当者等に対して自らの応募書類・提案内容に係る優劣等の質問や審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。

12 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査結果は、すべての審査終了後に、申請者へ文書により通知します。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、田村市ウェブサイトで公表します。

(3) 審査結果の取り消し等

ア 審査後であっても、申請内容に虚偽があった場合、又は申請内容が認可基準を満たさないことが明らかとなった場合は、審査結果を取り消すことがあります。

イ 審査後の応募内容の変更は、原則として認めません。ただし、保育サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ない場合は、市と協議の上、認める場合があります。ただし、重要な事項（整備場所、借入金、施設長等）の変更は認めません。

ウ 審査後であっても、各種書類等の作成に時間を要する等の理由により、速やかな完成が見込めない場合には、審査結果の取り消しをすることがあります。

13 スケジュール

時期	内容
平成30年1月24日	事業者募集の周知開始
平成30年1月24日～2月5日	応募に係る質問受付

平成30年2月13日～26日	認可保育所に係る事業者募集受付
平成30年3月1日～3月19日	資格審査及び書類審査（審査選定委員会）
平成30年3月9日～19日	面接審査（審査選定委員会）
平成30年3月31日（予定）	審査結果通知・公表
平成30年4月下旬～6月上旬	交付金事前協議・内示
平成30年6月中旬～7月上旬	交付申請・交付決定
平成30年6月下旬～9月下旬	実施設計
平成30年10月～11月	設計審査（福島県又は田村市が実施予定）
平成30年12月	建築確認申請等
平成31年1月～平成31年12月	施設整備工事
平成32年1月	各種検査、認可申請
平成32年3月	確認申請、開園準備
平成32年4月1日	認可保育所開園

※面接審査の詳細な日時については、個別に応募者へ通知します。

※上記日程は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

14 認可・確認について

事業者が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」として位置づけられるためには、児童福祉法等を根拠とする事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」の両方を受けることが必要になります。

(1) 認可

認可は、「4 応募できる方」の要件に加え、別添資料1「福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）」（以下「基準」という。）を満たす必要があります。

(2) 認可の条件

社会福祉法人又は学校法人以外の方に対して、保育所の設置認可を行う場合には、事務取扱要綱第14条及び別表第3の規定により認可条件を付します。

別表第3 社会福祉法人等以外の者による保育所設置認可条件（第14条関係）

- 1 最低基準を維持するために、当該保育所の設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- 3 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- 4 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、2に定める区分ごとに積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動

負債のみを記載)、借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

5 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に保育所等の経営に係る現況報告書を添付して提出すること。

(1) 前会計年度末における貸借対照表

(2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(3) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立金明細書。ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている場合は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

(4) 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

6 認可を受けた後、申請時に提出した諸規定及び保育所建設に要した経費の借入れに係る償還計画に変更を生じる場合は、市に対して事前に協議を行うこと。

(3) 確認

確認は、認可事業者に対して、給付費の対象となることを確定する手続きです。認可後、申請に基づき給付の対象となることを審査し給付費を支払います。

15 施設利用の手順

(1) 情報提供

施設より提供のあった情報(施設概要等)については、田村市ウェブサイト等で公開します。

(2) 施設利用申込等

市の関与のもと、保護者が自ら施設を選択の上契約する公的契約となり、正当な理由がある場合を除き、施設に応諾義務が課されます。

【利用手続きの流れ(田村市に住民票がある方)】

① 保育の必要性の認定申請

保護者は、利用申込と同時に又は利用申込前に、保育の必要性の認定申請手続きを行います。

② 利用申込

保護者は、第一希望の施設へ施設利用を申し込みます。

③ 保育の必要性の認定、支給認定証の交付

市が保育の必要性を認定し、保護者へ認定証を交付します。

④ 利用調整

保護者の希望や保育所等の状況等により、市が利用施設を決定します。

利用調整後、各保護者へ市から通知書を送付します。

⑤ 利用時間等

ア 利用時間

保護者の就労時間により、利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

イ 保育料

保護者の所得に応じた保育料を負担していただきます。

※田村市以外に住民票のある方は、住所地での手続きが必要です。

16 給付費

新制度では、保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払します。給付費は地域区分や利用定員、認定区分により基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。

【参考サイト】

○内閣府 子ども・子育て支援新制度

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

○子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（平成29年度版）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>

○平成29年3月31日内閣府告示第539号

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

17 留意事項

(1) 制度の詳細について

認可保育所の詳細な事項は、本市条例等のほか、国から示される通知等に基づくこととします。

(2) 基準等の変更の可能性への対応

今後、国が示す制度の内容により基準等が変更となった場合、変更への対応等については施設の責任により行うこととし、市はその損害等を補償いたしません。

(3) 応募のための費用

応募者は、決定されない場合、協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断してください。応募のために要した費用については、すべて応募者の負担とし、市は補償しないものとします。

(4) 近隣地域等への配慮

施設の建設や運営のためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、近隣住民及び自治会・町内会等に説明を行うなど、円滑な施設の運営等に向けた調整を行ってください。

(5) 施設名称等

施設名称については、その公益性と中立性に鑑み、特定の個人等を顕彰するような名称とな

らないよう十分考慮してください。

また、利用者等の混乱を避けるため、市内に既存する施設の名称と類似の名称は避けてください。

(6) 補助金の取り扱い

補助金を受給し、保育所を開始した場合、何らかの事情により事業を廃止する場合には、設備の耐用年数等に応じて、補助金の返還を求める場合があります。